

令和2年9月2日

第102回 神戸市個人情報保護審議会

食品衛生申請等システムの導入について

(健康局)

神健生第1330号
令和2年9月2日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久元 喜一



諮詢問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求
めます。

記

食品衛生申請等システムの導入について
(条例第11条「電子計算機処理の制限について」)

担当：健康局生活衛生課

食品衛生申請等システムの導入について
(条例第11条「電子計算機処理の制限について」)

【電子計算機処理する情報】

① 担当者情報

- ・氏名（漢字、カナ）
- ・住所
- ・電話番号
- ・FAX番号
- ・所属部署
- ・生年月日
- ・電子メールアドレス

② 食品等事業者基本情報

〈個人〉

- ・氏名（漢字、カナ）
- ・住所
- ・電話番号
- ・FAX番号
- ・生年月日
- ・電子メールアドレス

〈法人〉

- ・代表者の生年月日
- ・代表者の電子メールアドレス

③ 営業施設情報

- ・電子メールアドレス

④ 食品衛生責任者・食品衛生管理者の情報

- ・氏名（漢字、カナ）
- ・資格（の種類）、受講した講習会・資格取得年月日等
- ・資格を称する書類（添付）

※個人情報以外の情報

① 食品等事業者基本情報

〈個人〉

- ・屋号（カナを含む）

〈法人〉

- ・法人番号
- ・会社名称（カナを含む）
- ・所在地
- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・代表者氏名（漢字、カナ）
- ・肩書
- ・登記事項証明書（添付）

② 営業施設情報

- ・名称、屋号又は商号（カナを含む）
- ・所在地
- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・営業者の自動車登録番号（自動車による営業の場合）
- ・主として取り扱う食品又は添加物
- ・業態
- ・法第 52 条第 2 項（令和 3 年 6 月 1 日の改正施行後は法第 55 条第 2 項）のいずれかに該当することの有無
- ・自動販売機の型番（自動販売機による営業の場合）
- ・施設の構造及び設備を示す図面（添付）
- ・使用水の種類
- ・水質検査の結果
- ・営業の種類
- ・施設情報（ふぐの処理を行う施設、生食用食肉の加工・調理を行う施設等）

③ 衛生管理情報

- ・衛生管理計画の有無
- ・HACCP の取組
- ・輸出食品取扱施設の有無

④ 食品リコール情報

- ・商品等の一般名称
- ・商品名
- ・商品及び表示の画像（添付）
- ・食品等の特定情報（対象商品、ロット番号、消費期限・賞味期限等）
- ・回収の理由（食品衛生法・食品表示法違反、食品衛生法・食品表示法違反のおそれ）
- ・回収着手時点における販売状況

- ・回収に着手した年月日
- ・回収方法
- ・回収状況
- ・健康被害の発生状況の有無
- ・健康被害の詳細

食品衛生申請等システムの導入について

1 趣旨

我が国の食を取り巻く環境の変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、平成30年6月に「食品衛生法等の一部を改正する法律」により営業許可業種の改正、営業届出制度の創設、食品等の回収に関する届出制度の創設等の内容について改正され、本年6月より一部が施行されている。

改正に併せて、厚生労働省（以下「厚労省」という。）において食品等事業者（以下「事業者」という。）の営業許可等の申請手続きの効率化、食品の自主回収情報の一元管理等の観点から食品衛生申請等システム（以下「本システム」という。）が整備され、関係する自治体（都道府県及び保健所設置市等）へ一律に導入されることとなった。

本市では従来、食品等の回収に係る一部の届出を除く各種申請手続きについて紙媒体での提出を求めており、手続きを行う事業者は来庁する必要があったが、本システムの利用により申請手続きを効率化し、事業者の行政手続きコストの削減を図る。また、食品等の自主回収情報を一元管理することにより、厚労省及び自治体間で速やかな情報伝達を行い、飲食に起因する事故の発生を防止する。

2 概要

(1) システムの概要

本システムは、インターネットを経由して、クラウド上に情報を集積するシステムで、インターネット環境があれば、アプリのダウンロードを行うことなく利用することができる。

ア システム利用者

厚労省、自治体（都道府県等本庁（以下「本庁」という。）、保健所）、事業者、消費者

イ システムの運用・保守

厚労省が事業者を選定し、運用・保守を実施

ウ 接続方法

厚労省、自治体：LGWAN（総合行政ネットワーク）

事業者、消費者：インターネット（SSLによる暗号化された通信）

エ 接続条件

厚労省、自治体、事業者：ID及びパスワードによる管理

オ 機能

(ア) 食品事業者基本情報の管理

(イ) 食品衛生法に基づく許可申請及び変更届出並びにその処理

(ウ) 食品衛生法に基づく営業届出及び変更届出並びにその処理

(エ) 食品衛生法及び食品表示法に違反する又は違反するおそれのある食品の自主回収情報の管理

(2) 事務の流れ

事業者は、まず、法人共通認識基盤又は本システムでアカウントを取得する。（保健所が代理でアカウントを作成することも可能）

ア 営業許可申請

- ① 事業者：申請事項を入力。（保健所が代理で入力を行うことも可能）
- ② 保健所：申請内容を確認。手数料の納付確認後、受理。
- ③ 保健所：現地調査後、調査結果を入力し、営業許可証を発行。

イ 営業届出

- ① 事業者：届出事項を入力。（保健所が代理で入力を行うことも可能）
- ② 保健所：届出内容の確認を行い、受理。

ウ 変更（施設の構造）

- ① 事業者：届出事項を入力。（保健所が代理で入力を行うことも可能）
- ② 保健所：現地調査後、調査結果を入力し、受理。

エ 変更（食品衛生責任者、屋号等）・廃止

- ① 事業者：届出事項を入力。（保健所が代理で入力を行うことも可能）
- ② 保健所：届出内容の確認を行い、受理。

オ 自主回収情報の管理

- ① 事業者：自主回収情報を登録。（保健所が代理で入力を行うことも可能）
- ② 保健所：内容の確認を行い、受理。
- ③ 本庁：内容の確認を行い、厚労省へ報告。
- ④ 厚労省：内容の確認を行い、情報を公開。（消費者は情報の閲覧が可能）



厚労省「食品衛生法等の一部を改正する法律の政省令等に関する資料」より引用。本市で事務の流れを追記。

3 効果

- ・事業者は、営業許可等の申請・届出手続きの一部を開庁時間に係なく行うことができ、窓口での所要時間が削減される。
- ・全国展開の事業者は、各窓口に出向くことなく一括して手続きを行うことが可能になる。
- ・従前、自治体がEメールで行っていた食品等の自主回収情報の共有に係る事務作業時間が削減される。

4 実施時期

令和2年9月～	自主回収情報管理機能の使用開始
令和3年6月～	営業許可申請機能の使用開始
時期未定（厚労省の決定による）	営業届出機能の使用開始

5 想定件数

年間 約 15,400 件

6 個人情報保護対策

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

ア 厚労省、本庁、保健所又は事業者は、払い出される ID によって利用できる情報が限定されており、各利用者が必要な情報のみ閲覧等が可能となっている。

イ 入力された情報の管理については、厚労省が実施する。

ウ 本システムのサーバ（仮想 PC）及びデータ公開用ストレージをクラウド上に設置し、以下のとおりセキュリティ対策を実施する。

（ア） クラウド上の機能（ゲートウェイ型ファイアウォール）を用いて、外部からの不正アクセスを防止する。

（イ） インターネット経由のアクセスについては、更にネットワークアドレス変換（NAT）機能を用いて、サーバへの攻撃を防止する。

（ウ） 市民の利用においては、データ公開用ストレージを使用し、データベースへのアクセスを制限する。

エ 本市では事務処理用 PC を使用し、LGWAN を経由して接続することにより、情報漏洩を防止する。

オ システム利用者と本システムとの接続及びクラウド内の通信は全て SSL 通信による暗号化接続を行い、情報漏洩を防止する。

(2) 運用上の保護

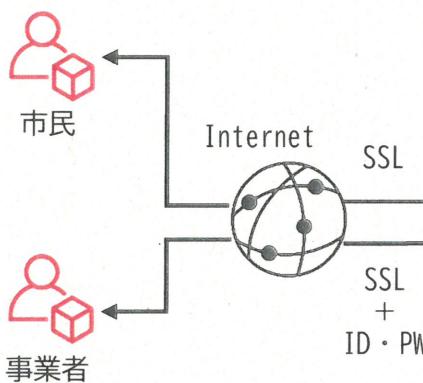
ア ID・パスワードの管理を行い、システムの操作は関係職員に限定する。

イ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。

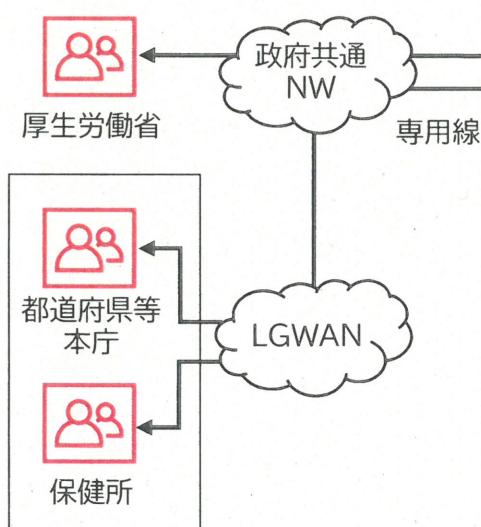
ウ 個人情報（氏名等）の入力は、事務処理用 PC でのみ行う。

システム概要

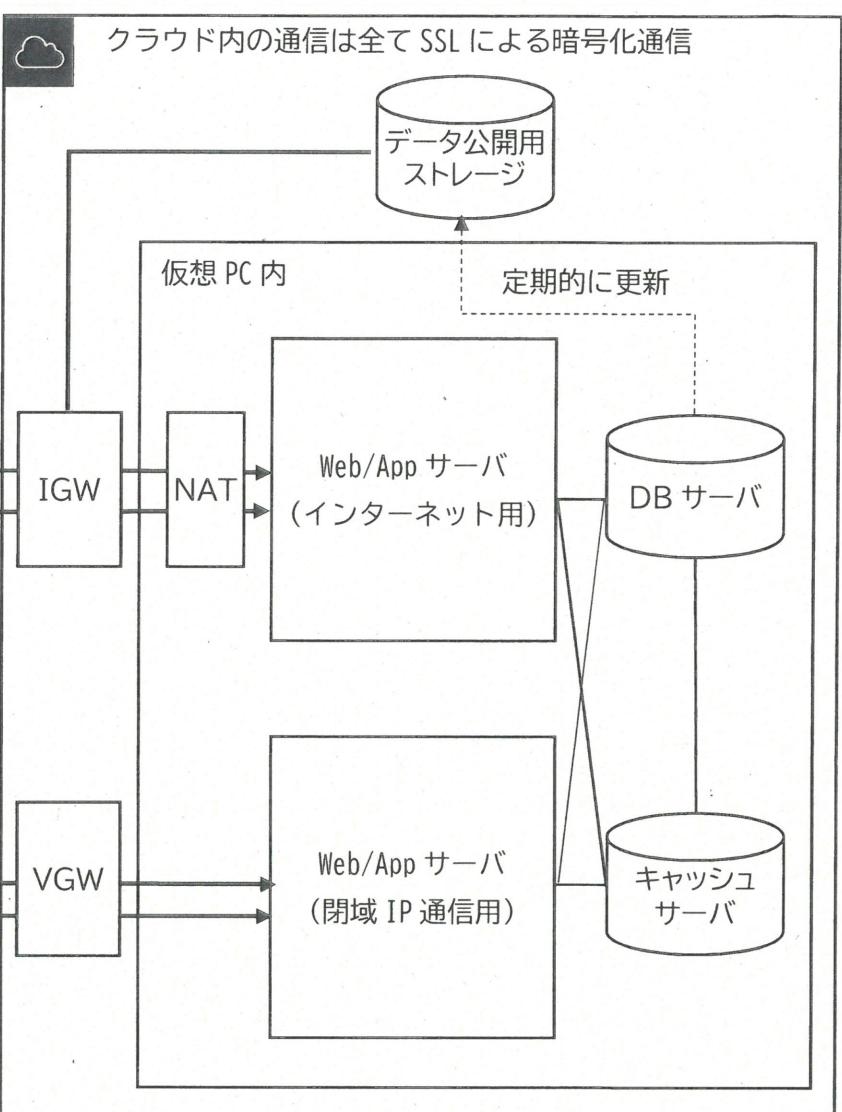
システムアクセス後、データ公開用ストレージより必要な情報を入手可能



- 1 利用登録 (ID・PW 設定)
- 2 (ID・PW により認証後) 許可申請・届出・食品回収情報登録
- 3 システムによる処理通知



- 1 都道府県等本庁・保健所 ID 払出済
- 2 (ID・PW により認証後) 事業者が登録した情報（許可申請・届出・食品回収情報）の確認・処理



ID による権限設定

都道府県等本庁	所管自治体内の事業者、施設の情報について閲覧、処理可能
保健所	所管区域内の事業者、施設の情報について閲覧、処理可能
事業者	自らの情報のみ閲覧、処理可能